

平成16年12月24日

長崎県情報公開審査会答申（第35号）の概要について

長崎県情報公開審査会（会長 生野 正剛）は、長崎県情報公開条例第19条の規定による諮問に対し、平成16年12月24日、下記のとおり答申した。

記

1. 件名

「佐世保市 町 番の野取図、同市同町 番の里道との境界承認に係る決裁書等」の不開示決定、部分開示決定に対する不服申立て

【担当課：土木部道路維持課】

2. 答申の内容

(1) 結論

別紙の 、 及び のイ、ロ、ハ、ニについて行った不開示決定（公文書不存在）は妥当である。

別紙の について行った部分開示決定は、不開示とした部分のうち、次の部分を開示するべきである。

境界承認申請の対象となった里道の隣接地の土地の表示

(2) 主な内容及び判断理由について

a 別紙の の不開示決定について

県の事務手続きの中で、「野取図」なるものを入手したり、作成することはなく、また、「野取図」なるものの存在を推認させる具体的な事情もなかったため、存在しないものと認めざるを得ず、不開示決定（公文書不存在）は妥当である。

b 別紙の の不開示決定について

戦前の道路建設のための土地の無償提供について記録された台帳の開示が求められている。担当課の説明によれば、公共事業のために用地を取得した場合には、用地取得台帳に記録することとされているが、昭和40年頃以前の用地取得台帳は保管されていない。従って、異議申立人が主張するように、異議申立人の父親が昭和48年頃、当該台帳の記載を確認していたとしても、当該台帳が現存しているとはいえず、また、戦前のことで

もあり、ほかに現存を推認させる具体的な事情も認められなかったため、不開示決定（公文書不存在）は妥当である。

c 別紙の のイ、ロ、ハ、ニの不開示決定について

担当課は、里道改造届け（9 県北振建管第 199 号）に係る手続きは正規なものであったと説明しているが、そのことを前提とすれば、正規でない手続きに関するイの「理由書」やロの「調査書」が作成されなかったという担当課の説明には、合理性が認められ、また、この前提を覆す事情も認められない。

また、里道改造届けに関する事務は、長崎県決裁規程に基づいて、県北振興局において決裁することができることになっており、ハの「土木部長への伺書」やニの「一任するとした文書」は存在しないことが認められる。

これらのことから、不開示決定（公文書不存在）は妥当である。

d 別紙の の部分開示決定について

担当課は、別紙の の公文書中、「里道に隣接する民有地との境界承認申請をした者の氏名と住所」と「境界承認申請の対象となった里道の隣接地の土地の表示」について不開示としている。

このうち、「氏名と住所」は、特定の個人が識別される情報であると認められるので、長崎県情報公開条例第 7 条第 1 号本文に該当し、同条同号但書きには該当しないので、不開示決定は妥当である。

「土地の表示」は、境界承認申請の対象となった土地の位置を示すにすぎないから、特定の個人が識別されるものではないが、不動産登記簿を閲覧することにより、所有名義人が誰であるかなどを知ることができ、特定の個人が識別される情報となるということが出来る。しかしながら、不動産登記簿の閲覧により明らかになるこの個人情報、不動産登記法第 21 条第 1 項の規定により何人でも閲覧することができ、法令等の規定により公にされている情報に該当すると認められる。従って、「土地の表示」は、長崎県情報公開条例第 7 条第 1 号本文及び但書きの規定に該当するので、開示するべきである。

### 3. 経過等

(1) 開示請求年月日 平成 16 年 2 月 16 日

(2) 決定

決定年月日 平成 16 年 2 月 26 日

決定内容と理由

別紙の 、 及び のイ、ロ、ハ、ニについて

不開示決定（公文書不存在）

別紙の について

特定の個人を識別できる情報を不開示とする部分開示決定

- ( 3 ) 不服申立て年月日 平成 1 6 年 3 月 1 5 日  
( 4 ) 諮問書受理年月日 平成 1 6 年 5 月 2 4 日  
( 5 ) 答申年月日 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日

## 参考資料

### 長崎県情報公開条例 抜粋

#### (公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## 別紙

### 異議申立人が開示請求を行った公文書の名称又は内容

- 佐世保市 町 番の野取図（平成10年1月 がみていた）
  - 佐世保市 町 番の里道との境界承認に係る決裁書（決裁の押印を受けた部分の書面）（8 県北振建管第1630号）
  - 佐世保市 町 番、 町 番他 が寄贈と記入してある  
台帳（戦前、道路建設のため無償提供している）
  - 里道改造届け（9 県北振建管第199号）について
  - イ が正規の手続きができない理由書（実測平面図がない他）
  - ロ 同上に基づき県北振興局が行使した調査書
  - ハ 長崎県土木部長への伺書（進達）
  - ニ 同上により一任するとした文書
  - ホ 県北振興局より への通知書
- のホについては、すべて開示されている。